

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会について

【位置付け】

- ・ 執行機関の附属機関に関する条例に基づく市長及び教育委員会の附属機関

【設置趣旨】

- ・ 本委員会は、平成 24 年の大阪市立桜宮高校での事案を踏まえ、児童、生徒又は幼児がその生命を失う、又は大けがをする事態に至った場合など、心身に著しく重大な被害を受けた事案に関し、外部組織である第三者委員会に事実関係の調査やその結果に基づく意見具申を行っていただくことができるよう、平成 25 年 3 月に条例改正を行い、設置できることとなりました。
- ・ 今回の委員会は、いじめ防止対策推進法に基づくものではなく、市長が独自の調査を行う必要があると判断したため、開催するものです。